

通達甲（交．総．組）第 19 号  
平成 14 年 11 月 18 日

存	続	期	間
---	---	---	---

関係所属長 殿

交 通 部 長

## ○ 自動車運転代行業取扱要綱の制定について

〔沿革〕 平成 17 年 5 月 通達甲（交．総．法）第 7 号、7 月同（交．総．組）第 11 号、9 月同（副監．総．企．組）第 21 号

18 年 5 月 同（副監．総．企．組）第 12 号

20 年 5 月 同（副監．交．駐．取 1）第 11 号

24 年 3 月 同（交．総．法）第 6 号、7 月同第 14 号

27 年 3 月 同（副監．交．総．組）第 9 号

28 年 2 月 同（副監．警．訟．訟 1）第 1 号改正

このたび、別添のとおり、自動車運転代行業取扱要綱を制定し、平成 14 年 11 月 18 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

### 自動車運転代行業取扱要綱

#### 第 1 目的

この要綱は、自動車運転代行業に係る各種申請及び届出（以下「申請等」という。）並びに行政処分等の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第 2 準拠

自動車運転代行業に係る申請等及び行政処分等の取扱いについては、別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 認定申請の受理等

#### 1 認定申請に必要な書類等

自動車運転代行業の認定申請に必要な書類の様式及び添付書類は、別表第1の「申請書及び届出書様式一覧表」（以下「別表第1」という。）及び別表第2の「認定申請及び変更届出に必要な添付書類一覧表」（以下「別表第2」という。）のとおりとする。

#### 2 警察署における受理、調査及び上申

警察署長（以下「署長」という。）は、認定申請について次により取り扱うものとする。

##### (1) 受理

ア 申請の受理に当たっては、申請書及び添付書類（以下「申請関係書類」という。）の内容を確認の上、申請関係書類に不備が認められる場合は、速やかに申請者に補正を行わせ、受理すること。この場合において、申請者に所定の手数料を納付させ、別記様式第1号の「処分等通達簿（甲）」に所要事項を記載すること。

イ 申請を受理したときは、交通総務課長から受理番号の指定を受けること。この場合において、交通総務課長は、別記様式第2号の「認定申請受理番号簿」を備え付けて、受理番号を指定すること。

##### (2) 調査

申請関係書類の記載内容に基づき、営業所の所在地の実査を行うほか、次により自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）第3条に規定する申請者及び法人の役員（以下「申請者等」という。）の欠格要件該当の有無の判断を行うものとする。

なお、調査の結果については、別記様式第3号の「調査書」及び別記様式第4号の「身元調査報告」を作成し、経過を明らかにしておくこと。

ア 法第3条第1号に規定する成年被後見人又は被保佐人に該当するかどうかについては、戸籍の謄本又は抄本及び後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書による書面審査により判断すること。

また、同号に規定する破産者で復権を得ないものに該当するかどうかについては、原則として、別記様式第5号の「身上調査照会書」による申請者等の本籍地の区市町村長に対する照会により判断すること。

イ 法第3条第2号の欠格要件に該当するかどうかについては、原則として、身上調査照会書による申請者等の本籍地の区市町村長に対する照会により判断すること。ただし、外国人については、別記様式第6号の「前科照会書」による東京地方検察庁に対する照会により判断すること。

ウ 法第3条第3号の欠格要件に該当するかどうかについては、前イの照会及び交通総務課に対する行政処分歴の照会により判断すること。

エ 法第3条第4号の欠格要件に該当するかどうかについては、情報管理課に照会を実施することにより、申請者等が暴力団等ファイルに登録されているか否かを確認すること。この場

合において、申請者等が登録されている旨の回答を得た場合には、交通総務課長に通知し、交通総務課長は、組織犯罪対策第三課長に当該申請者等に係る情報について照会すること。

### (3) 上申

#### ア 認定が相当と認められる場合の上申

申請に係る調査を実施した結果、認定が相当と認められるときは、別記様式第 7 号の「認定申請の上申について」（以下「上申書」という。）に、調査書、身元調査報告、申請関係書類等（以下「認定申請関係書類」という。）を添えて、速やかに東京都公安委員会（交通総務課長経由。第 3 の 2 及び第 4 から第 6 までにおいて同じ。）に上申すること。

#### イ 認定に疑義がある場合の上申

申請に係る調査を実施した結果、申請者が欠格要件のいずれかに該当する疑いがあるときは、上申書にその旨の意見を付し、認定申請関係書類を添えて、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）に上申すること。

#### ウ 認定の拒否が相当と認められる場合の上申

申請に係る調査を実施した結果、申請者等が欠格要件のいずれかに該当し、認定の拒否が相当と認められるとき、又は申請書に虚偽記載の事実が認められるときは、上申書にその旨を記載し、事実関係、取扱状況を明らかにした報告書、認定申請関係書類及び関係者の供述録取書、答申書等を添えて公安委員会に上申すること。この場合において、虚偽記載については必要な刑事手続をとるものとする。

### 3 本部における取扱い

(1) 交通総務課長は、法の規定により、認定又は認定の拒否処分が相当と認められるときは、別記様式第 8 号の「認定に関する協議書」により、あらかじめ、東京都知事に協議し、その同意を得るものとする。

(2) 交通総務課長は、前(1)により同意を得たときは、上申書に認定申請関係書類を添えて、速やかに公安委員会の承認を得ること。

また、認定に疑義があると認められるときは、上申した署長（以下「上申署長」という。）を通じて再調査を実施した上、上申書に報告書及び認定申請関係書類を添えて速やかに公安委員会の承認を得ること。

(3) 交通総務課長は、公安委員会が認定したときは、別記様式第 9 号の「自動車運転代行業認定台帳」に所要事項を記載し、認定申請受理番号簿の通知の年月日時欄に通知の年月日時及び取扱者を記載の上、速やかに上申署長を通じて申請者に通知するとともに、上申署長に認定証を送付すること。

また、公安委員会が認定拒否の処分をしたときは、自動車運転代行業認定台帳に所要事項を記載し、認定申請受理番号簿の通知の年月日時欄に通知の年月日時及び取扱者を記載の上、速やかに上申署長を通じて申請者に通知するとともに、別記様式第 10 号の「認定に関する通知書」を上申署長に送付すること。

### 4 警察署における認定の通知及び認定証等の交付

上申署長は、認定の通知又は認定証若しくは認定に関する通知書の送付を受けたときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 認定の通知を受けたときは、直ちに、申請者に通知するとともに、処分等通達簿（甲）の通知の年月日時欄に所要事項を記載すること。
- (2) 認定証の送付を受けたときは、速やかに申請者に認定証を交付し、処分等通達簿（甲）に認定証番号及び交付年月日を記載し、申請者の受領印を徴すること。
- (3) 認定に関する通知書の送付を受けたときは、交通課長代理以上の幹部が、処分等通達簿（甲）に認定に関する通知書番号及び交付年月日を朱書するとともに、速やかに申請者に認定に関する通知書を交付し、申請者の受領印を徴すること。

#### 第4 再交付申請の受理等

##### 1 再交付申請に必要な書類

認定証の再交付申請に必要な書類の様式は、別表第1のとおりとする。

##### 2 警察署における受理及び上申

署長は、認定証の再交付申請を受理し、所定の手数料の納付を受けたときは、処分等通達簿（甲）に所要事項を記載するとともに、交通総務課長から受理番号の指定を受け、別記様式第11号の「認定証再交付申請の上申について」により、速やかに公安委員会に上申すること。この場合において、交通総務課長は、別記様式第12号の「再交付申請受理番号簿」を備え付けて、受理番号を指定すること。

##### 3 本部における取扱い

交通総務課長は、上申があったときは、自動車運転代行業認定台帳の自動車運転代行業者の記事欄に所要事項を記載するとともに、再交付申請受理番号簿の備考欄に、送付した年月日を記載し、新たな認定証を上申署長に送付するものとする。

##### 4 認定証の交付

上申署長は、認定証の送付を受けたときは、速やかに申請者に認定証を交付し、処分等通達簿（甲）に認定証番号及び交付年月日を記載し、申請者の受領印を徴すること。

#### 第5 変更届出の受理等

##### 1 変更届出に必要な書類等

法第8条第1項の規定に基づく変更届出に必要な書類の様式及び添付書類は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

##### 2 警察署における変更届出の受理、調査及び上申

署長は、変更届出について次により取り扱うものとする。

###### (1) 受理

ア 変更届出の受理に当たっては、変更届出書及び添付書類（以下「届出関係書類」という。）の内容を確認の上、届出関係書類に不備が認められる場合は、速やかに申請者に補正を行わせ、受理すること。この場合において、処分等通達簿（甲）に所要事項を記載すること。

なお、変更届出書に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、その書換えのため、申請者から当該認定証の提出を受け、所定の手数料を納付させること。

イ 変更届出を受理したときは、交通総務課長から受理番号の指定を受けること。この場合において、交通総務課長は、別記様式第 13 号の「変更届出受理番号簿」を備え付けて、受理番号を指定すること。

## (2) 調査

届出関係書類の記載内容を確認するほか、変更届出書の受理に伴う次の調査を行うものとする。

ア 営業所の変更届出については、営業所の所在地の実査

イ 申請者等の人的事項に係る変更届出については、前記第 3 の 2 の(2)と同様の調査

## (3) 上申

調査を終了したときは、別記様式第 14 号の「変更届出の上申について」に調査書、身元調査報告、届出関係書類等（以下「変更届出関係書類」という。）を添えて、公安委員会に上申すること。

## 3 本部における取扱い

交通総務課長は、上申があったときは、自動車運転代行業認定台帳の自動車運転代行業者の記事欄に所要事項を記載するとともに、変更届出受理番号簿の備考欄に変更内容を記載し、別記様式第 15 号の「変更届出に関する通知書」により東京都知事にその旨を通知するものとする。この場合において、変更届出の内容が認定証の記載事項に該当するときは、変更届出受理番号簿の備考欄に送付年月日を記載し、新たな認定証を上申署長に送付するものとする。

## 4 認定証の交付

上申署長は、認定証の送付を受けたときは、速やかに申請者に認定証を交付し、処分等通達簿（甲）に認定証番号及び交付年月日を記載し、申請者の受領印を徴すること。

## 第 6 認定証の返納の取扱い

### 1 警察署における取扱い

署長は、認定証の交付を受けた者が、法第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により認定証を返納したときは、処分等通達簿（甲）に所要事項を記載するとともに、交通総務課長から受理番号の指定を受け、別記様式第 16 号の「認定証返納の上申について」に返納に係る認定証を添付して、公安委員会に上申すること。この場合において、交通総務課長は、別記様式第 17 号の「認定証返納受理番号簿」を備え付けて、受理番号を指定すること。

### 2 本部における取扱い

交通総務課長は、認定証の返納があったときは、自動車運転代行業認定台帳の自動車運転代行業者の記事欄に所要事項を記載するとともに、認定証返納受理番号簿の備考欄に返納理由を記載し、別記様式第 18 号の「認定証の返納に関する通知書」により、東京都知事にその旨を通知するものとする。

## 第 7 自動車運転代行業者台帳等の作成及び整理

### 1 台帳及び補助用紙の作成並びに整理保存

交通総務課長は、別記様式第 19 号の「自動車運転代行業者台帳（甲）」及び別記様式第 20 号の「自動車運転代行業者台帳（乙）」（以下「台帳」と総称する。）並びに台帳ごとに別記様式第 21 号の「補助用紙」を 2 部作成の上、1 部を整理保存し、他の 1 部を次により営業所の所在地を管轄する署長に送付するものとする。

台帳の種類	送付先
自動車運転代行業者台帳（甲）	主たる営業所の所在地を管轄する署長
自動車運転代行業者台帳（乙）	その他の営業所の所在地を管轄する署長

#### (1) 補助用紙の記載内容

補助用紙の記事欄の記載内容は、次のとおりとする。

- ア 認定の取消しの年月日及び処分理由
- イ 安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の解任命令の年月日及び処分理由
- ウ 自動車の使用制限命令の始期及び終期並びに処分理由
- エ 業務報告・資料の提出要求の年月日及びその内容
- オ 公安委員会の指示処分の年月日及び処分理由
- カ 営業停止命令の始期及び終期並びに処分理由
- キ 営業廃止命令の年月日及び処分理由
- ク 東京都知事に係る通知、要請又は協議の年月日及びその内容
- ケ 聴聞の年月日
- コ 弁明の機会の付与及びその理由
- サ 注意の年月日及びその理由
- シ 刑事処分の年月日及びその内容

#### (2) 台帳及び補助用紙の整理保存

交通総務課長並びに台帳及び補助用紙の送付を受けた署長（以下「交通総務課長等」という。）

は、自動車運転代行業者ごとに認定申請関係書類及び変更届出関係書類を台帳と共に整理保存すること。

(3) 安全運転管理者等の台帳の整理保存

交通総務課長等は、東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）別記様式第13の3の「自動車の運転の管理に関する経歴書」の写しを安全運転管理者等の台帳として整理保存すること。

2 変更に伴う台帳及び補助用紙の整備等

(1) 交通総務課長等は、認定証の再交付又は変更届出があったときは、その都度、台帳の所要事項を訂正した上、補助用紙の変更欄に変更年月日、受理番号、変更事項等を記載すること。

(2) 交通総務課長等は、法人である自動車運転代行業者が合併により消滅した場合には、消滅した自動車運転代行業者に係る処分等通達簿（甲）、台帳、補助用紙、認定申請関係書類及び変更届出関係書類（以下「関係書類」という。）を、引き続き営業する自動車運転代行業者又は合併により設立された自動車運転代行業者に係る関係書類と共に保存すること。この場合において、消滅した自動車運転代行業者の所在地を管轄する署長は、引き続き営業する自動車運転代行業者又は合併により設立された自動車運転代行業者が他の警察署の管轄区域内に所在する場合には、当該自動車運転代行業者の所在地を管轄する署長に関係書類を送付するものとする。

(3) 主たる営業所の移転に係る届出関係書類を受領した署長は、移転前の主たる営業所の所在地（他の道府県を除く。）を管轄する署長から、当該自動車運転代行業者に係る関係書類の送付を受けること。

3 自動車運転代行業者に係るデータの整理及び管理

交通総務課長は、自動車運転代行業者に係るデータの整理を行うとともに適正な管理に努めること。

## 第8 実態把握等

1 署長は、各種警察活動及び関係機関団体等から得た情報により、管轄区域の自動車運転代行業を営む者の実態を的確に把握し、営業所ごとに資料を整理しておくとともに、管轄区域外の自動車運転代行業を営む者の情報については、主たる営業所を管轄する署長に通報すること。

なお、認定申請をすることなく自動車運転代行業を営んでいる者を把握した場合は、関係者の確保及び証拠資料を収集し、交通総務課長に通報するとともに、交通捜査課長と連携し、事件化を図ること。

2 交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び自動車警ら隊長（以下「隊長」と総称する。）は、各種警察活動により自動車運転代行業を営む者の実態を把握したときは、主たる営業所を管轄する署長及び交通総務課長に通報すること。

なお、交通総務課長は、隊長から得た情報を集約し、その内容を交通捜査課長に通報すること。

## 第9 業務報告・資料の提出要求

- 1 交通総務課長又は署長は、自動車運転代行業を営む者に対して法第 21 条第 1 項に基づく報告又は資料の提出を求めるときは、あらかじめ交通部長（署長にあつては、交通総務課長経由）の承認を得た上、別記様式第 22 号の「業務報告・資料提出要求書」（以下「要求書」という。）正本及び控えを作成し、その正本を営業者が所在する時は営業者に、営業者が不在の時は管理者又は従業者のうち責任あるものに直接交付し、当該要求書の正本の写しにより交通部長（署長にあつては、交通総務課長経由）に報告すること。この場合において、署長は、別記様式第 23 号の「処分等通達簿（乙）」に所要事項を記載すること。

なお、要求書の控えは、確実に保管して、その処理結果欄に当該提出要求事案のてん末を記載しておくこと。

- 2 前 1 に基づき自動車運転代行業を営む者から報告又は資料の提出がなされた場合は、別記様式第 24 号の「業務報告・資料提出書」（以下「提出書」という。）控えの受領欄に取扱者が記名押印して提出者に交付すること。

なお、提出に係る資料について返還請求があったときは、必要な事務手続が終了した後、速やかにこれを返還し、提出書の正本の下欄に提出者の受領印を徴して、そのてん末を明らかにしておくこと。

## 第 10 行政処分の上申等

- 1 署長は、管轄区域内に所在する自動車運転代行業を営む者について行政処分の必要を認めた場合は、警視庁行政処分取扱規程（昭和 43 年 5 月 11 日東京都公安委員会規程第 5 号。以下「行政処分取扱規程」という。）別記様式第 8 の 2 の「指示上申書」、別記様式第 8 の 3 の「車両の使用制限処分上申書」、別記様式第 8 の 5 の「使用制限命令事案報告書」及び別記様式第 8 の 11 の 2 の「自動車運転代行業を営む者の行政処分について」により公安委員会（交通総務課長（業務に係るものに限る。）、交通執行課長（自動車の使用制限に係るものに限る。）又は駐車対策課長（読替え後の道路交通法第 75 条第 1 項第 7 号に掲げる行為に係る自動車の使用制限及び放置違反金納付命令に係る車両の使用制限に係るものに限る。）（以下「主管課長」という。）経由）に上申又は報告すること。
- 2 上申の基準は、警視庁行政処分取扱規程の制定について（昭和 43 年 5 月 11 日通達甲（総．企．管）第 12 号。以下「行政処分取扱規程の実施通達」という。）によること。

## 第 11 聴聞等の通知

- 1 主管課長は、行政処分対象事案のうち、聴聞に該当すると認めたときは、次により措置すること。
  - (1) 行政処分の名あて人（以下「当事者」という。）に対して、聴聞期日の 2 週間前までに配達証明付書留郵便により、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号。以下「聴聞等規則」という。）別記様式第 6 号の「聴聞通知書」及び別記様式第 25 号の「受領書」を送付すること。
  - (2) 受領書を提出しない自動車運転代行業者については、電話等により聴聞通知書の到達の有無を確認すること。



- (3) 当事者がやむを得ない事情により聴聞に出席できないときは、委任状を公安委員会に送付し、又は代理人から聴聞当日に提出させるよう指導すること。
- 2 主管課長は、行政処分対象事案のうち、弁明の機会の付与に該当すると認めるときは、次により措置すること。
    - (1) 当事者に対して弁明を記載した書面の提出期限の 2 週間前までに、聴聞等規則別記様式第 16 号の「弁明通知書」、受領書及び別記様式第 26 号の「弁明書」を郵送すること。
    - (2) 弁明書及び受領書を提出しない自動車運転代行業者については、電話等により、弁明通知書の到達の有無を確認すること。
    - (3) 弁明書の提出を受けたときは、当該弁明書の内容を確認し、その結果を交通部長に報告すること。

## 第 12 行政処分の執行等

- 1 自動車運転代行業の認定の取消し、営業の廃止、安全運転管理者等の解任命令等の行政処分の執行は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）、行政処分取扱規程及び行政処分取扱規程の実施通達に基づき行うこと。
- 2 署長は、主管課長から別記様式第 27 号の「行政処分等執行依頼書」により行政処分の執行を通知されたときは、処分等通達簿（乙）に所要事項を記載すること。
- 3 署長は、通知された行政処分の執行結果を、別記様式第 28 号の「行政処分等執行（不能）報告書」により交通部長（主管課長経由）に報告するとともに、処分等通達簿（乙）に所要事項を記載すること。
- 4 営業所の所在地を管轄する署長は、営業停止命令、営業廃止命令、自動車の使用制限命令等を執行した場合は、執行状況の確認を行い、その結果を交通部長（主管課長経由）に報告すること。ただし、命令違反を現認したときは、直ちに交通部長（主管課長経由）に電話報告するとともに、必要な刑事手続をとること。

## 第 13 行政指導等

- 1 署長は、管内に所在する自動車運転代行業を営む者について、軽微な法違反があったときは、適時適切に指導し、又は始末書を徴取して是正を図ること。
- 2 交通総務課長は、法違反により検挙された自動車運転代行業を営む者に係る行政処分を執行しようとする場合において、審査基準一覧表に示された「自動車運転代行業を営む者に対する営業の停止命令の処分基準」により、注意の行政指導に該当するときは、別記様式第 29 号の「注意書」に事件送致記録等を添えて、速やかに公安委員会に上申すること。
- 3 署長は、交通総務課長から行政処分執行依頼書により注意の行政指導を通知されたときは、処分等通達簿（乙）に所要事項を記載すること。
- 4 署長は、前 3 により通知された注意の行政指導の執行結果を、行政処分等執行（不能）報告書に

より交通部長（交通総務課長経由）に報告するとともに、処分等通達簿（乙）に所要事項を記載すること。

#### 第 14 違反登録及び関係所属との連携

- 1 署長及び隊長は、自動車運転代行業を営む者の業務に関して、指示若しくは下命・容認に係る交通違反若しくは法に定める違反を取り扱った場合、又は下命・容認に係る交通違反に絡む交通人身事故で検挙した場合は、事件送致記録及び交通事件原票等の写し並びに別記様式第 30 号の「自動車運転代行業を営む者の業務に関して行われた交通違反等登録票」（以下「交通違反等登録票」という。）を作成し、交通部長（交通執行課長及び交通総務課長（ただし、読替え後の道路交通法第 75 条第 1 項第 7 号に掲げる行為に係るものについては、駐車対策課長及び交通総務課長）経由）に送付すること。
- 2 交通執行課長及び駐車対策課長は、署長又は隊長から送付された交通違反等登録票及び営業停止等の行政処分の執行結果に基づき違反登録を行うこと。
- 3 交通執行課長及び駐車対策課長は、前 2 の場合において違反登録の対象となる自動車運転代行業を営む者の主たる営業所が公安委員会の管轄区域内に所在するときは、交通総務課長に通報すること。
- 4 通報を受けた交通総務課長は、違反内容、行政処分内容、刑事処分内容等を補助用紙に記載しておくとともに、データの管理については交通執行課長及び駐車対策課長との連携を密にすること。
- 5 交通執行課長及び駐車対策課長は、前記 2 の場合において主たる営業所が他の道府県公安委員会の管轄区域内に所在する場合、又は自動車運転代行業を営む者が主たる営業所を他の道府県公安委員会の管轄区域内に変更した場合は、該当する道府県公安委員会（道府県警察本部の指導取締主管課又は監督事務担当課経由）に当該自動車運転代行業を営む者の違反に係る資料を送付すること。

#### 第 15 関係機関との連携

- 1 交通総務課長及び署長は、自動車運転代行業を営む者に対する自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保するための指導に当たっては、部外関係機関との連携を図ること。
- 2 交通総務課長は、署長又は隊長が東京都所掌条項違反で検挙した場合は、東京都知事に違反内容等を通報すること。

#### 第 16 報告

- 1 署長は、自動車運転代行業の認定等に関し、不正申請その他の特異事案があった場合は、別記様式第 31 号の「自動車運転代行業を営む者に係る特異事案報告書（ファクシミリ報告用）」（以下「特異事案報告書」という。）により交通部長（交通総務課長経由）に報告すること。
- 2 署長及び隊長は、自動車運転代行業を営む者及び運転代行業務従事者等の犯罪、交通事故等を認知したときは、特異事案報告書により交通部長（主管課長経由）に報告すること。

別表第 1

申請書及び届出書様式一覧表		
項目	申請書等	様式等
申請書	認定申請書	規則別記様式第 1 号 (第 3 条関係)
	認定証再交付申請書	規則別記様式第 3 号 (第 6 条関係)
届出書	変更届出書	規則別記様式第 4 号 (第 8 条関係)

注 規則とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 (平成 14 年国家公安委員会規則第 11 号) をいう。

別表第 2

認定申請及び変更届出に必要な添付書類一覧表													
申請書 届出書	添付書類		戸籍謄本又は戸籍抄本	住民票の写し	登記簿	未成年者の登記事項証明書	相続人であることを法定代理人が誓約する書面	法人の登記事項証明書	定款又はこれに代わる書類	役員の名簿及び氏名を記載した住所	損害賠償措置契約書の明写	自る動経車歴の運転記載のし管た理書に面	
	認定申請書	個人 (成人)	日本人	○		○						○	○
外国人				○	○						○	○	
未成年者		運転代行業の営業を許可された者	日本人	○		○	○					○	○
		外国人		○	○	○						○	○
成年者		運転代行業の相続人で営業の許可を受けていない者	日本人	○※								○	○
		外国人										○	○
法個人		日本人	○		○		○						

変更届出書	定代理人	外国人		○	○		○							
		法人						○	○	○	○			
		役員	日本人	○		○								
	外国人			○	○									
	法人								○	○	○	○	○	
	役員	日本人	○		○									
		外国人		○	○									
	個人	氏名	日本人	○										
			外国人		○									
		損害賠償措置											○	
		安全運転管理者等の氏名及び住所	日本人											
	外国人													○
	名称又は代表者の氏名	日本人	○						○					
		外国人		○					○					
	主たる営業所の所在地								○					
損害賠償措置												○		
安全運転管理者等の氏名及び住所	日本人												○	
	外国人												○	
法人役員 の氏名及び住所	就任した場合 (再任を除く)	日本人	○		○			○						
		外国人		○	○			○						
	再任又は退任 した場合	日本人							○					
		外国人							○					
	氏名に変更があった場合(就任、再任又は退任の場合を除く)	日本人	○						○					
		外国人		○					○					

- 注1 自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書面には、住民票の写しを添付する。
- 2 ※印～認定申請の添付書類中、未成年者が自動車運転代行業者の相続人で営業の許可を受けていない者については、被相続人の戸籍謄本に限る。

身上調査照会書 (別記様式第 5 号)

前科照会書 (別記様式第 6 号)

認定申請の上申について (別記様式第 7 号)

認定に関する協議書 (別記様式第 8 号)

自動車運転代行業認定台帳 (別記様式第 9 号)

認定に関する通知書 (別記様式第 10 号)

認定証再交付申請の上申について (別記様式第 11 号)

再交付申請受理番号簿 (別記様式第 12 号)

変更届出受理番号簿 (別記様式第 13 号)

変更届出の上申について (別記様式第 14 号)

変更届出に関する通知書 (別記様式第 15 号)

認定証返納の上申について (別記様式第 16 号)

認定証返納受理番号簿 (別記様式第 17 号)

認定証の返納に関する通知書 (別記様式第 18 号)

自動車運転代行業者台帳 (甲) (別記様式第 19 号)

自動車運転代行業者台帳 (乙) (別記様式第 20 号)

補助用紙 (別記様式第 21 号)

業務報告・資料提出要求書 (別記様式第 22 号)

処分等通達簿 (乙) (別記様式第 23 号)

業務報告・資料提出書 (別記様式第 24 号)

受領書 (別記様式第 25 号)

弁明書 (別記様式第 26 号)

行政処分等執行依頼書 (別記様式第 27 号)

行政処分等執行 (不能) 報告書 (別記様式第 28 号)

注意書 (別記様式第 29 号)

自動車運転代行業を営む者の業務に関して行われた交通違反等登録票 (別記様式第 30 号)

自動車運転代行業を営む者に係る特異事案報告書 (ファクシミリ報告用) (別記様式第 31 号)

別記様式第1号

処分等通達簿(甲)

警 察 署 取 扱 事 項					手数料の額	申 請 年 月 日 申 請 番 号 納 付 書 番 号 受 理 番 号	申 請 者 の 住 所 、 氏 名 (法人の場合は主たる営業所の所在地、名称及び代表者氏名を記載する。)	認 定 証 番 号 交 付 年 月 日 受 領 印	備 考
課 長	代 理	係 長	担 当 者	申 請 の 種 類					
				1 認 定	円	第 年 月 日 第 号		認 定 証 番 号	
				2 認定証再交付	円	納付書 第 号		第 号	
				3 認定証書換え	円	受理番号 第 号		年 月 日	
				4 変 更		第 年 月 日 第 号		印	
				5 認定証返納		受理番号 第 号			

本 部 か ら の 連 絡 事 項					通 知 の 年 月 日 時				認 定 に 関 す る 通 知 書 番 号 交 付 年 月 日 受 領 印	備 考 (審査請求の有無)
課 長	代 理	係 長	担 当 者	通 知 の 種 類	本部からの通知		申請者への通知			
				1 認 定 通 知	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	通 知 書 番 号 第 号			
				2 認定拒否通知	本部発信者	署受信者	署発信者	申請者	年 月 日 印	( 有 ・ 無 )

注 認定証書換えは、認定証の記載事項に変更があった場合に行う。

別記様式第2号

認定申請受理番号簿

受理番号	年 月 日	受理警察署 警察署	申請者の氏名又は名称及び住所	指 定 者	警察署取扱者	通知の年月日時	
						年 月 日 時 分	
						発信者	署受信者
	年 月 日	警察署					
	年 月 日	警察署					
	年 月 日	警察署					
	年 月 日	警察署					
	年 月 日	警察署					

別記様式第3号

調 査 書		
代表者の氏名及び生年月日		
本 籍 〔 法人の場合は、名称及び 主たる営業所の所在地 〕		
住 所 (法人の場合は、代表者の住所)		
法 第 3 条 該 当 の 有 無	第1号該当の有無	
	第2号該当の有無	
	第3号該当の有無	
	第4号該当の有無	
	第5号該当の有無	
	第6号該当の有無	
	第7号該当の有無	
	第8号該当の有無	



身元調査報告

主たる営業所の名称、所在地							
役職氏名	犯罪歴				暴力団関係の有無		法第3条該当の有無
	罪名	検挙年月日	検挙署	処分年月日内容	団体名	地位	

注 犯罪歴が2以上あるものについては、順次下欄に記載すること。

第 号  
年 月 日

(区市町村)長 殿

警視庁 警察署長 印

身 上 調 査 照 会 書

本 籍 戸籍筆頭者氏名 ( )  
氏 名 明大昭平 年 月 日生

上記の者から自動車運転代行業の認定申請があり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条の規定に基づき前科等を調査する必要がありますので、別記事項を調査し、該当欄に記入の上、回答をお願いします。

なお、本籍、氏名等に多少の相違がありましても該当すると思われる場合には、上記に準じて調査をお願いします。また、転籍している場合は該当する区市町村長に回送を、在籍していない場合はその旨を記入の上、回答をお願いします。

照会警察署の所在地 〒

担当者氏名

(電話)

身上調査照会回答書

年 月 日

警視庁 警察署長殿 (交通総務係)

区 市 町 村 長 印

年 月 日付け第 号の身上調査照会について、下記のとおり回答  
します。

本 籍						
訂 正						
氏 名						
生年月日						
訂 正						
前 科	言 渡	確 定	裁 判 所	罪 名	刑 名 刑 期 金 額	恩 赦、 刑 の 執 行 停 止 の 有 無
	年 月 日	年 月 日				
破 産 の 有 無						
備 考	(戸籍筆頭者氏名)					
	照会署担当者氏名			区市町村取扱者印		

第 号  
年 月 日

東京地方検察庁殿

警視庁 警察署 印

前科照会書

国籍の属する国における住所又は居所			
氏名		異名	
生年月日			
外国人登録番号	年 月 登録	(記号) 第	号

上記の者について、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条の規定に基づき前科を調査する必要がありますので、回答願いたく照会します。

照会警察署の所在地 〒

担当者氏名

(電話)

(2枚目)

年 月 日

警視庁 警察署 殿

東京地方検察庁 印

前科回答書

年 月 日付け第 号の前科照会について、下記のとおり回答します。

記

- 1 前科は見当たらない。
- 2 前科は次のとおりである。

裁判・確定・刑終了	裁判所	罪名	刑名・刑期
年 月 日 宣告 略式 年 月 日 確定 年 月 日 刑終了	地方 支部 簡易		懲役・禁錮 年 月 罰金 円 年間執行猶予 付保護観察
年 月 日 宣告 略式 年 月 日 確定 年 月 日 刑終了	地方 支部 簡易		懲役・禁錮 年 月 罰金 円 年間執行猶予 付保護観察
年 月 日 宣告 略式 年 月 日 確定 年 月 日 刑終了	地方 支部 簡易		懲役・禁錮 年 月 罰金 円 年間執行猶予 付保護観察
照会署担当者氏名			取扱者印

注 該当の文字を○印で囲むこと。

上申（ ）第 号

年 月 日

東京都公安委員会 殿

警察署長 印

認定申請の上申について

みだしのことについては、次のとおりであるから関係資料を添えて上申する。

ふ り が な 氏 名 又 は 名 称 住 所 電 話 番 号 ( )	
主たる営業所の 所 在 地	
随伴用自動車の台数	
署 長 意 見	

第 号  
年 月 日

認定に関する協議書

東京都知事 殿

東京都公安委員会 印

年 月 日、別添1（認定申請書の写し）のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定による認定の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、別添2（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に定める書類の写し）の書類を添えて協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 予定している処分の内容
- 3 理由

取扱者の氏名及び連絡先

別記様式第9号

自動車運転代行業認定台帳

認定証番号	氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	認定（拒否）年月日	記事欄（再交付、書換え又は返納の年月日を簡記）
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	



(表)

第 号

認 定 に 関 す る 通 知 書

住 所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条の規定により認定しないこととしたので通知します。

理 由

年 月 日

東 京 都 公 安 委 員 会 印

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部交通総務課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

上申（ ）第 号  
年 月 日

東 京 都 公 安 委 員 会 殿

警 察 署 長 印

認定証再交付申請の上申について

みだしのことについては、次のとおりであるから関係資料を添えて上申する。

認定証の番号	第 号
ふりがな 氏名又は名称	
主たる営業所の 所在地	
再交付理由	
署長意見	





上申 ( ) 第 号

年 月 日

東 京 都 公 安 委 員 会 殿

警 察 署 長 印

変更届出の上申について

みだしのことについては、次のとおりであるから関係資料を添えて上申する。

ふ り が な 氏 名 又 は 名 称  認定証を交付した公安 委員会の名称及び番号 住 所 電 話 番 号	公 安 委 員 会 第 号  ( )
変 更 事 項	
変 更 理 由	
署 長 意 見	

第 号

年 月 日

変更届出に関する通知書

東京都知事 殿

東京都公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により、以下のとおり変更の届出がされたので、変更届出書の写しを添えて、同条第2項に基づき通知します。

1 変更の届出を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 変更事項等

別添（変更届出書の写し）のとおり。

取扱者の氏名及び連絡先

受理年月日	年 月 日
受理番号	

上申 ( ) 第 号  
年 月 日

東 京 都 公 安 委 員 会 殿

警 察 署 長 印

認定証返納の上申について

みだしのことについては、次のとおりであるから関係資料を添えて上申する。

ふ り が な 氏 名 又 は 名 称  認定証を交付した公安 委員会の名称及び番号 住 所 電 話 番 号	公 安 委 員 会 第 号  ( )
返 納 年 月 日	
返 納 の 理 由	





第 号  
年 月 日

認定証の返納に関する通知書

東京都知事 殿

東京都公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により、以下のとおり認定証が返納されたので、当該認定証の写しを添えて、同条第3項に基づき通知します。

1 認定証を返納した自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所
- (5) 返納年月日

2 認定証を返納した理由

取扱者の氏名及び連絡先

自動車運転代行業者台帳（甲）

年 月 日 作成		認定証番号第 号		警察署
氏名又は名称				
住 所				
主たる営業所	名 称			
	所在地			
	安全運転管理者	氏名		
		住所		
	副安全運転管理者	氏名		
	住所			
その他の営業所1	副安全運転管理者	氏名		
		住所		
	副安全運転管理者	氏名		
		住所		
その他の営業所2	副安全運転管理者	氏名		
		住所		
	副安全運転管理者	氏名		
		住所		
損害賠償措置	保険引受者の名称又は加入共済の名称			
	補償限度額（円）	対人	円	
		対物	円	
		車両	円	
	免責額（円）	円		
	保険期間	年 月 日から		年 月 日まで
	対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等			
法人の代表者及び役員	氏 名		住 所	
	代表者			

自動車運転代行業者台帳（乙）

	年 月 日 作成	認定証番号第 号	警察署
氏名又は名称			
住 所			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
	安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
	住所		
副安全運転管理者	氏名		
	住所		
その他の営業所1	名 称		
	所在地		
	安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
	住所		
副安全運転管理者	氏名		
	住所		
その他の営業所2	名 称		
	所在地		
	安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
	住所		
副安全運転管理者	氏名		
	住所		
損害賠償措置	保険引受者の名称又は加入共済の名称		
	補償限度額（円）	対人	円
		対物	円
		車両	円
	免責額（円）	円	
	保険期間	年 月 日から	年 月 日まで
	対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等		
法人の代表者及び役員	氏 名		住 所
	代表者		

別記様式第21号

補 助 用 紙 ( 業 者 名 )			
変 更 欄		記 事 欄	
年 月 日 受 理 番 号	変 更 事 項	年 月 日	内 容
立 入 検 査 実 施 記 録			
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

注 立入検査実施記録欄に、立入検査実施年月日及び立入検査実施者名を記載すること。

[正本]

東京都公安委員会達第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

東 京 都 公 安 委 員 会 印

業 務 報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項の規定により、次のとおり報告・資料の提出を要求します。

報 告 事 項	
提 出 す る 資 料 の 内 容	
期 日	
用 紙	別に交付する報告・資料提出書を表紙に使用して下さい。

報告又は資料の提出先

警視庁 警察署

取扱者 交通執行係

印

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部交通総務課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(2枚目)

[控え]

東京都公安委員会達第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

東 京 都 公 安 委 員 会 印

業 務 報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項の規定により、次のとおり報告・資料の提出を要求します。

報 告 事 項	
提 出 す る 資 料 の 内 容	
期 日	
取 扱 者	警 察 署 交 通 執 行 係 階 級 氏 名 ㊟
処 理 結 果	

注 処理結果欄には、この要求事案のてん末を記入すること。



処 分 等 通 達 簿 (乙)

警 察 署 取 扱 事 項					決 定 年 月 日	行 政 処 分 等 の 内 容	被 処 分 者 の 住 所 、 氏 名 (法人の場合は主たる営業所の所在地、名称及び代表者氏名を記載する。)	認 定 証 番 号 年 月 日	備 考
課 長	代 理	係 長	担 当 者	処 分 等 の 種 別	通 知 又 は 公 達 番 号			認 定 取 消 年 月 日	
				1 認定の取消し 2 指示(道交法) 3 安管等の解任 4 自動車の使用 制限 5 業務報告・資 料の提出要求	年 月 日  第 号			認定証番号  第 号 年 月 日	
				6 指示(法) 7 営業の停止 8 営業の廃止 9 注意	年 月 日  第 号			認定の取消し  年 月 日	
								営業の廃止  年 月 日	

本 部 か ら の 連 絡 事 項					受 理 年 月 日	執 行 年 月 日	執 行 状 況	行 政 処 分 等 執 行	備 考
課 長	代 理	係 長	担 当 者	処 分 等 の 種 別	通 知 ・ 公 達 番 号	執 行 者 ・ 印	執 行 状 況 相 手 方 の 言 動 等	( 不 能 ) 報 告 年 月 日	( 審 査 請 求 の 有 無 )
				※警察署取扱 事項に同じ 1 2 3 4 5 6 7 8 9	年 月 日  第 号	年 月 日 交通執行係 氏名  印		年 月 日  第 号	( 有 ・ 無 )
				※警察署取扱 事項に同じ 1 2 3 4 5 6 7 8 9	年 月 日  第 号	年 月 日 交通執行係 氏名  印		年 月 日  第 号	( 有 ・ 無 )

[正本]  
年 月 日

東京都公安委員会 殿

所在地  
名 称  
氏 名 ㊟

業 務 報 告 ・ 資 料 提 出 書

年 月 日要求されたことについては、次のとおり業務報告・資料提出します。

提出した資料については、用済み後は 返還 処分 して下さい。

記

報告又は資料名	数 量	特 徴

-----  
上記資料は、本日返還を受けました。

年 月 日

住所  
受領者 ㊟

注 返還、処分の意見は、いずれか不要の文字を二本線で消し、その上に押印する方法により選択すること。

[控え]

年 月 日

東京都公安委員会 殿

所在地

名称

氏名

㊟

業務報告・資料提出書

年 月 日要求されたことについては、次のとおり業務報告・資料提出します。

提出した資料については、用済み後は 返還 処分 して下さい。

記

報告又は資料名	数量	特 徴

-----  
上記の業務報告・資料提出を受けました。

年 月 日

警察署

受領者

㊟

注 返還、処分の意見は、いずれか不要の文字を二本線で消し、その上に押印する方法により選択すること。

東京都公安委員会殿

氏名又は名称

住所（営業所の所在地）

役 職 氏 名 ㊟

受 領 書

私あての次の書類を、 年 月 日確かに受領しました。  
なお、この件について連絡する事項は下記のとおりです。

記

項 目	内 容
行政処分等書類名	1 認定取消処分通知書 2 指示書（読み替えて適用される道路交通法） 3 解任命令書（安全運転管理者・副安全運転管理者） 4 自動車の使用制限命令書（読み替え適用される道路交通法） 5 業務報告・資料提出要求書 6 指示書（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律） 7 営業停止命令書 8 営業廃止命令書 9 聴聞通知書 10 弁明通知書（ ） 11 注意書
連 絡 事 項	◎ 理由・違反事実は 1 間違いありません。 2 認めません。 理由～ ◎ 聴聞には 1 私 2 代理人（ ） 3 その他（ ）が、出席します。

注1 行政処分等書類名は、該当するものに○をして下さい。

2 連絡事項には、該当するものに○をして理由があれば簡記して下さい。

弁明通知書番号第 号  
年 月 日

東京都公安委員会 殿

氏名又は名称

住所（営業所の所在地）

役 職 氏 名 ㊟

弁 明 書

弁明の件名	
弁明の要旨	
参考事項	

- 注1 弁明のない方は、弁明書の提出の必要はありません。
- 2 弁明のある方は、弁明通知書記載の提出期限を守って下さい。
- 3 弁明通知書記載の名あて人（自動車運転代行業者）以外の代理人が弁明をされる  
ときは、自動車運転代行業者が作成する「代理人資格証明書」を添付の上、提出し  
て下さい。
- 4 弁明の要旨欄が不足したときは、別紙に記載し、これを添付して下さい。

通知（ ）第 号

年 月 日

警 察 署 長 殿

長

行 政 処 分 等 執 行 依 頼 書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づき東京都公安委員会から下記の者に対して行政処分等が決定されたので、その処分を執行されたく通知します。

記

1 自動車運転代行業を営む者の住所、氏名又は名称

住 所

氏名又は名称

認 定 証 番 号

2 行政処分等の内容

- (1) 認定の取消し
- (2) 指示（読み替えて適用される道路交通法）
- (3) 解任命令（安全運転管理者・副安全運転管理者）
- (4) 自動車の使用制限命令（読み替えて適用される道路交通法）
- (5) 業務報告・資料提出要求
- (6) 指示（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- (7) 営業の停止
- (8) 営業の廃止
- (9) 注意

3 連絡事項

- ・
- ・

報告 ( ) 第 号  
年 月 日

交通部長殿 ( )

警察署長

行政処分等執行（不能）報告書

執行日時・場所	年 月 日 午前(後) 時 分 執行場所
執行（調査）者の 係・階級・氏名等	係 階 級 氏 名 連絡先（警電） ~
被執行者（営業所） の住所・氏名・名称等	氏名又は名称 住所又は所在地 役職 氏 名 「本人・代理人」
行政処分等の種別	1 認定の取消し      2 指示（道交法）      3 安管等の解任 4 自動車使用制限    5 報告・資料要求    6 指示（法） 7 営業の停止        8 営業の廃止        9 注意
執行（不能）時 の状況・言動等	
被執行者の改善対策	

注1 この報告書に、執行した「各行政処分等の書類の写し」を添付すること。

2 代理人が出頭する場合は、「代理人選任届」を提出させ、同様に添付すること。

第 号

注 意 書

住所

氏名又は名称

殿

あなたの経営する自動車運転代行業において、下記のような行為が確認された。  
このような行為は、関係法令の規定に違反することから、直ちに改善措置を講じ、今後、関係法令の規定に違反する行為を行わないよう厳重に注意する。  
今後、関係法令の規定に違反する行為があった場合には、更に必要な措置をとることがあることを申し添える。

記

違反行為の概要

関係法令規定

年 月 日

東京都公安委員会 印

取扱者の氏名及び連絡先

注 注意書を交付する際には、当該自動車運転代行業者の経営において責任ある立場の者から、注意書を受領した旨等を記載した書面を徴すること。



別記様式第30号

自動車運転代行業を営む者の業務に関して行われた交通違反等登録票			
事 件 番 号			
事 業 所	名 称	認定番号	
	所在地		
違 反 車 両	営業所名		
	車両種別及び車名		
	登録車両番号	同乗者数	人
車 両 区 分	業務内容	<input type="checkbox"/> 運転代行業務中 <input type="checkbox"/> その他の業務中	
	随伴車両	<input type="checkbox"/> 随伴用自動車 (表示 有・無) (代行運転自動車随伴の有無 (有・無)) <input type="checkbox"/> 代行運転自動車 (標識 有・無) <input type="checkbox"/> その他の自動車	
	随伴車両	登録車両番号 ( ) 乗車人員 ( )	
	運転代行業務に関する違反と認められた理由	<input type="checkbox"/> 営業所、待機場所等へ回送中 <input type="checkbox"/> 客待ちのため駐車中 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
運 転 者	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)	
	免許種別	<input type="checkbox"/> 二種免許 (大型・普通) <input type="checkbox"/> 一種免許 (大型・普通)	
	免許証番号		
違 反 内 容	電 話 番 号	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯	
	日 時	年 月 日 午前・後 時 分 ころ	
	場 所	先道路	
備 考	違反種別	<input type="checkbox"/> 駐停車違反 (放置 (駐停車・駐車)・駐停車・停車) <input type="checkbox"/> 最高速度違反 ( km/h超過 km/hのところ km/h) <input type="checkbox"/> 過労運転 <input type="checkbox"/> 無資格運転 <input type="checkbox"/> 無免許 <input type="checkbox"/> 酒酔い <input type="checkbox"/> 酒気帯び <input type="checkbox"/> 代行運転自動車標識の表示義務違反 <input type="checkbox"/> 随伴用自動車の表示等義務違反 <input type="checkbox"/> 積載物重量制限超過 (      kg超過      kgのところ      kg)	
	運転者の言動		
作 成 者	備 考	<input type="checkbox"/> 下命・容認の有無 (有・無) <input type="checkbox"/> 交通人身事故等の有無 (有・無) <input type="checkbox"/> 放置駐車行為の場合 (違反番号 )	
	所 属	警 電	
	階 級	氏 名	印

注1 運転代行業務に関する違反と認められた理由欄は、随伴用自動車が単独で走行していた場合及び客待ち等により駐車中の場合のみ理由を記載すること。  
 2 車両の区分欄は、外観ではなく実質により判断すること。

交 通 部 長 殿 ( )

署・隊長

自動車運転代行業を営む者に係る特異事案報告書 (ファクシミリ報告用)

報告対象	虚偽記載	下命・容認	他の法違反	交通事故	その他
件名			扱者階級	署・隊氏名	係
取扱日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 ころ				
取扱場所	市・区・郡 町・村 丁目 番 号 ( 街道・通り)				
運転代行業を営む者	主たる営業所の所在地 市・区・郡 町・村 丁目 番 号 氏名又は名称 生年月日 年 月 日生 ( 歳) 認定証番号				
取扱車両種別	随伴用自動車・代行運転自動車・その他の自動車・(第 号)				
取締種別	検問 (一斉取締・その他) 警ら 110 番臨場 訴え出 立入検査 その他				
取扱内容	虚偽記載 ( ) 下命・容認違反 ( ) 運転代行業法違反 ( ) 刑法・特別法違反 ( ) 交通事故 (死亡・重軽傷 (負傷の程度 日間) ・建造物損壊)				
取扱状況					
犯歴・違反歴					
身柄措置区分	身柄付送致 送致前釈放 在宅送致 切符処理 始末書 継続視察				
事件処理担当	係 氏名 警電 ~				